

別表 29 破碎瓦材

項 目	評 価 基 準 内 容
①評価対象資材	港湾・空港等の整備で使用する裏込材、裏埋材、埋立材を対象とする。
②品質・性能	資材用途に応じて、別表 29-1 に定める品質・性能に適合すること。
③再生資源の含有率	別表 29-2 に掲げる再生資源以外の材料を含まないこと。
④環境に対する安全性	a. 原則として製品が、土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び第 2 項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。
⑤品質管理	a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表 29-3 に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表 29-1 品質・性能

利用用途	品質・性能
裏込材、裏埋材、埋立材	・内部摩擦角 35° 以上 ・粒径 0-20mm

別表 29-2 再生資源となるもの

規格外瓦

別表 29-3 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。 カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
-----------------	---